

銚田・大洗広域事務組合情報公開条例

制定 令和3年4月1日条例第7号

(目的)

第1条 この条例は、地方自治の理念にのっとり、銚田・大洗広域事務組合（以下「組合」という。）の保有する情報の公開を請求する権利の付与等につき定めることにより、情報の一層の公開を図り、組合の諸活動を銚田市及び大洗町の住民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で民主的な行政の推進に資することを目的とする。

(情報公開等)

第2条 組合の情報公開については、銚田市の保有する情報の公開に関する条例（平成27年銚田市条例第20号）の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。